

地域クラブ活動

学校部活動が担ってきた教育的意義の継承・発展、生徒の豊かで幅広い活動機会の保障を担い、競技性や成果のみに偏重しない、広域からの生徒招集や参加者の選抜等をしないスポーツ活動を示し、この特例においては以下の地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）を想定している。

・市町組合が認定等を行った「認定地域クラブ活動」

・それ以外の「地域クラブ活動」<その他の団体>

1 兵庫県中学校体育連盟主催大会の参加を認める条件

(1) 参加資格

ア 地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）に所属し、兵庫県中学校体育連盟（地区予選が生じる競技の場合には、兵庫県内各地区中学校体育連盟を含む）に参加を認められた生徒であること。

イ 参加を希望する生徒および地域クラブ活動は以下の条件を具備すること。

(2) 兵庫県中学校体育連盟の目的及び永年にわたる活動を理解し尊重していること。

(3) 生徒の年齢及び修業年限が我が国の中学校と一致していること。

(4) 兵庫県内の中学校に在籍している生徒であること。

(5) 地域クラブ活動にあつては、指導者資格を有する 20歳以上の指導者のもと、兵庫県内で日常継続的に適切な指導が行われていること。指導者資格については、各競技部細則を遵守すること（教員免許取得者や市町組合が定める研修を受講し、登録された指導者は除く）。

(6) 『部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン』（令和7年12月22日スポーツ庁・文化庁・文部科学省発出）を遵守していること。

(7) 登録について

ア 当該競技を管轄する中央競技団体もしくは（公財）兵庫県スポーツ協会加盟競技団体に登録していること。

イ 兵庫県中学校体育連盟が定めた期間内に申請し、兵庫県中学校体育連盟に認定されていること。

・新中学2・3年生は令和8年3月30日まで、新中学1年生は同年5月末日までを申請期間とする。

・申請後、地域クラブ活動に移籍（入団）した選手は当該年度における大会の原則、出場は認めない。

（ただし、県中体連加盟登録が抹消となる学校部活動からの移籍（入団）はこの限りでない。）

(8) 同一大会において、同一人が複数チームの引率者・監督・コーチとなることはできない。

(9) 競技部ごとに定められた細則に合致していること。

(10) 市町教育委員会または学校長が求める場合において、地域クラブ活動から出場する旨を在籍校へ申し出ていること。

2 兵庫県中学校体育連盟主催大会に参加する場合の留意事項

(1) 大会に出場するすべてのチームは大会開催基準を守り、出場する競技種目の大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。

(2) 大会参加に際して、地域クラブ活動においては、必ず申請書に記載の指導者が生徒を引率・監督すること。また、万一の事故発生に備え、傷害保険等傷害保険（スポーツ安全保険等）に加入するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。独立行政法人日本スポーツ振興センターの定めは適用外とする。

(3) 大会開催に要する経費や運営等の人的負担については、必要に応じて、応分の負担をすること。

(4) 団体競技における地域クラブ活動名での出場は1チームのみとし、複数チームの参加はできない。

(5) 地域クラブ活動と地域クラブ活動、部活動と地域クラブ活動等の合同チームについて原則、参加を認めない。

(6) 市町組合を跨ぐチームにおいては、競技性や成果のみに偏重しないこと。

3 その他

(1) 申請書に虚偽の記載があった場合は、大会参加資格を剥奪する。大会参加後に発覚した場合は、大会結果についても同様の措置とする。

(2) 市町組合が認定等を行った「認定地域クラブ活動」については、参加認定申請を原則、随時受け付けることとする。

(3) 前年度までに参加認定を受けた団体も毎年申請を行い、承認を得る必要がある。

(4) 参加資格の特例については、兵庫県内各市町における中学校部活動の地域展開等進捗状況等を踏まえ、県常任理事会・理事会において改訂することができる。

※1 この特例は、令和8年4月1日より適用する。

※2 この特例は、競技部ごとに大会参加に関する細則を加えることができる。

【新旧対照表】令和8年度 兵庫県中学校体育連盟主催大会への地域クラブ活動の参加資格の特例について

| 新 | 旧 | 備考欄 |
|---|---|------|
| <p>Ⅰ 兵庫県中学校体育連盟主催大会の参加を認める条件</p> <p>(6)『部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン』(令和7年12月22日スポーツ庁・文化庁・文部科学省発出)を遵守していること。</p> <p>(7) 登録について</p> <p>イ 兵庫県中学校体育連盟が定めた期間内に申請し、兵庫県中学校体育連盟に認定されていること。</p> <p>・新中学2・3年生は令和8年3月30日まで、新中学1年生は同年5月末日までを申請期間とする。</p> | <p>Ⅰ 兵庫県中学校体育連盟主催大会の参加を認める条件</p> <p>(6)『学校部活動改革及び新たな地域クラブ活動の在り方推進等に関する総合的なガイドライン』(令和4年12月27日スポーツ庁・文化庁・文部科学省発出)の「Ⅱ 新たな地域クラブ活動」を遵守していること。</p> <p>(7) 登録について</p> <p>イ 兵庫県中学校体育連盟が定めた期間内に申請し、兵庫県中学校体育連盟に認定されていること。</p> <p>・新中学2・3年生は令和8年2月末日まで、新中学1年生は同年5月末日までを申請期間とする。</p> | (変更) |

【新旧対照表の主なポイント】

- ・ 改革が進み、休日の活動体制が整ってきた場合は、週11時間以内の活動時間・週2日以上以上の休養日を確保すれば、平日3日以内、休日に2日連続で活動といった柔軟な組み合わせも可能。
- ・ 特例変更に伴う申請期間の猶予を設ける

| 「Ⅱ 地域クラブ活動の在り方及び認定制度」 地域クラブ活動に関する認定制度における 「2. 認定要件」の具体的な確認事項 別紙1 | 「Ⅱ 新たな地域クラブ活動」 2 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進 | 備考欄 |
|---|--|------|
| <p>②適切な活動時間や休養日が設定されていること <確認事項> 抜粋</p> <p>○ 生徒の心身の成長に配慮して健康に生活を送れるよう、週2日以上以上の休養日を設定し、活動時間は、平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とすること。その上で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動となっていること</p> <p>※1</p> <p>※1 例えば、将来的には平日も含めて地域展開を目指すことを前提に、当面、平日は学校部活動を実施し、休日のみ地域クラブ活動を実施する場合には、原則として、休日の地域クラブ活動において、少なくとも1日以上以上の休養日を設ける。ただし、平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動の組み合わせの工夫など、多様な形態があり得る。例えば、改革の進展に伴い、体制の充実した休日に活動の中心がシフトしていくことも想定されるところ、週当たりの活動時間が11時間程度の範囲内に収まり、かつ、週2日以上以上の休養日が設けられるのであれば、平日の活動を週3日以内に抑えつつ休日に2日間連続して活動を行うなど、柔軟な対応を行うことも可能。</p> | <p>(5) 適切な休養日等の設定 抜粋</p> <p>ア 学校の学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。) 地域クラブ活動を休日のみ実施する場合は、原則として1日を休養日とし、休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の休日に振り替える。</p> | (変更) |